

選挙運動用自動車一般運送契約書

収入

印紙

被運送人（候補者）（以下「甲」という。）と運送人（以下「乙」という。）とは、令和8年6月21日執行の米子市議会議員一般選挙における選挙運動用自動車について、次のとおり一般運送契約を締結する。

1 乙は、次に掲げる自動車を選挙運動用自動車として甲に貸付け、当該自動車による運送を行い、甲は、これに対して運賃を支払うものとする。ただし、乙は、甲に係る供託物が、公職選挙法第93条の規定により米子市に帰属することとならない場合においては、米子市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する条例の定める手続きにより、甲の支払うべき金額のうち同条例の定める金額を米子市市長に対して請求するものとする。

(1)車 種 _____

(2)登録番号 _____

2 運送期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

3 運賃は1日につき金 _____ 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とし、総金額金 _____ 円 とする。

4 この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別に決定する。
この契約の締結するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 米子市議会議員一般選挙候補者
住所
氏名 印

乙 住所
氏名 印

備考

- 1 自動車の運送期間は、立候補の届出の日から選挙期日の前日までの間において運送する期間とし、立候補の届出前から運送していてもこの契約書にはその期間を含めないこと。
- 2 運送人は、市長に対し運賃を請求する場合には、請求書にこの契約書に記載された住所、氏名等を記載し、印鑑についても、この契約書に押印した印鑑を使用すること。
- 3 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約は、印紙税法別表番号1の4に掲げられている運送に関する契約書に当たり収入印紙が必要である。

選挙運動用自動車借入れ契約書

賃借人（候補者）（以下「甲」という。）と貸貸人（以下「乙」という。）とは、令和8年6月21日執行の米子市議会議員一般選挙における選挙運動用自動車について、次のとおり借入れ契約を締結する。

1 乙は、次に掲げる自動車を選挙運動用自動車として甲に貸付け、甲は、これに対して賃借料を支払うものとする。ただし、乙は、甲に係る供託物が、公職選挙法第93条の規定により米子市に帰属することとならない場合においては、米子市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する条例の定める手続により、甲の支払うべき金額のうち同条例の定める金額を米子市長に対して請求するものとする。

(1)車 種 _____

(2)登録番号 _____

2 借入れ期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

3 賃借料は1日につき金 _____ 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とし、総金額 _____ 円とする。

4 この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別に決定する。
この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 米子市議会議員一般選挙候補者
住所
氏名 印

乙 住所
氏名 印

備考

- 1 自動車の借入れ期間は、立候補の届出の日から選挙期日の前日までの間において借入れする期間とし、立候補の届出前から借入れしていてもこの契約書にはその期間を含めないこと。
- 2 貸貸人は、市長に対し賃借料を請求する場合には、請求書にこの契約書に記載された住所、氏名等を記載し、印鑑についても、この契約書に押印した印鑑を使用すること。

選挙運動用自動車燃料売買契約書

買主（候補者）（以下「甲」という。）と売主（以下「乙」という。）とは、令和8年6月21日執行の米子市議会議員一般選挙における選挙運動用自動車の燃料について、次のとおり売買契約を締結する。

1 乙は、甲に対して次のとおり選挙運動用自動車の燃料を供給し、甲は、これに対して代金を支払うものとする。ただし、乙は、甲に係る供託物が、公職選挙法第93条の規定により米子市に帰属することとならない場合においては、米子市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する条例の定める手続により、甲の支払うべき金額のうち同条例の定める金額を米子市長に対して請求するものとする。

(1) 燃料の種類 _____

(2) 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車
自動車登録番号 _____

(3) 期 間 令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

2 売買代金は、1 Lにつき金 _____ 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とし、総供給量を乗じて得た金額とする。

3 この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別に決定する。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 米子市議会議員一般選挙選挙候補者
住所
氏名 印

乙 住所
氏名 印

備考

- 1 燃料の売買期間は、立候補の届出の日から選挙期日の前日までの間において供給する期間とすること。
- 2 売主は、市長に対し売買代金を請求する場合には、請求書にこの契約書に記載された住所、氏名等を記載し、印鑑についても、この契約書に押印した印鑑を使用すること。

選挙運動用自動車運転手雇用契約書

雇用人（候補者）（以下「甲」という。）と被雇用人（以下「乙」という。）とは、令和8年6月21日執行の米子市議会議員一般選挙における選挙運動用自動車の運転について、次のとおり運転手雇用契約を締結する。

- 1 乙は、甲の選挙運動用自動車を運転し、甲は、これに対して報酬を支払うものとする。ただし、乙は、甲に係る供託物が、公職選挙法第93条の規定により米子市に帰属することとならない場合においては、米子市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の市費負担に関する条例の定める手続により、甲の支払うべき金額のうち同条例の定める金額を米子市長に対して請求するものとする。
- 2 雇用期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。
- 3 報酬の額は1日につき金 円とし、総金額 円とする。
- 4 この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別に決定する。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲	米子市議会議員一般選挙選挙候補者	
	住所	
	氏名	印
乙	住所	
	氏名	印

備考

- 1 雇用期間は、立候補の届出の日から選挙期日の前日までの間において雇用する期間とし、立候補の届出前から雇用していてもこの契約書にはその期間を含めないこと。
- 2 被雇用人は、市長に対し報酬を請求する場合には、請求書にこの契約書に記載された住所、氏名等を記載し、印鑑についても、この契約書に押印した印鑑を使用すること。

